

総務文教委員会協議会資料

(令和8年3月12日)

まちづくり戦略室
総務部
財政改革部
教育委員会

案 件

1. 令和8年度地方税制改正（案）について . . . P. 1

令和8年度地方税制改正（案）について

令和8年度の与党税制改正大綱（12月19日決定）のうち、地方税関係の概要は以下のとおり

1. 個人住民税

個人住民税の控除等

○給与所得控除の最低保障額を74万円（現行：65万円）に引き上げる

※令和9年度分の個人住民税から適用（引上げ額9万円のうち、5万円は2年間の時限措置）

○ひとり親控除の控除額を33万円（現行：30万円）に引き上げる

※令和10年度分の個人住民税から適用

○個人住民税の非課税限度額や基礎控除等については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、必要な対応を検討する

ふるさと納税制度の見直し

○特例控除額について、193万円（給与収入1億円相当）を上限として新たに設定

※438万円を寄附した場合の特例控除額。寄附額に上限はない。

※令和9年寄附分から適用

○寄附金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合を60%以上と設定するとともに、用途を公表

※令和8年指定から段階的に適用（R8：52.5%、R9：55%、R10：57.5%、R11：60%）

○指定取消期間を3年以内（現行：2年）とするとともに、最大5年前（現行：最大2年前）の違反事案について取消対象とする

※令和8年4月1日から施行（一部、同年10月1日施行）

2. 自動車関係諸税

環境性能割の廃止

○米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって環境性能割を廃止

○地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当

自動車税及び軽自動車税のあり方

○令和10年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和9年度税制改正において結論を得る

○電気自動車（EV・FCV）の乗用車に最低税率（自家用：25,000円）を一律に適用する自動車税の取扱いを見直し、電気自動車の乗用車に対して「車両重量」に応じた課税方式を導入

※具体的な税率等は上記の検討と併せて令和9年度税制改正で決定し、令和10年度以後の新車から導入

3. 主な税負担軽減措置

○大胆な設備投資の促進に向けた税制（法人住民税）

法人税において大胆な設備投資の促進に向けた税制が創設されることに伴い、法人住民税において法人税に準ずる措置を講ずる

○新築住宅に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）

床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）に引き下げるとともに、一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする立地要件の見直しを行った上、適用期限を5年延長

○バリアフリー改修が行われた劇場等に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）

対象を特別特定建築物全般に広げ、特例率（現行：1/3）を市町村の判断により1/2まで拡充できることとした上、適用期限を3年延長

○再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の拡充・延長（固定資産税）

ペロブスカイト太陽電池及び洋上風力発電設備に係る特例率を拡充するなど重点化を図った上、適用期限を3年延長

○令和6年能登半島地震に係る特例措置の延長（固定資産税）

現行の適用期間終了後も被災者支援を継続するため、適用期限を2年延長

4. その他

物価上昇に合わせた公的制度の基準額・閾値の点検の結果を踏まえた見直し

○物価指数等の上昇を踏まえ、固定資産税（家屋・償却）の免税点を引き上げる

納税証明書等のデジタル化

○納税証明書等について、eLTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュール等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める